

利府町企業告示第24号

水道料金等の収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、利府町水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年3月6日

利府町長 熊谷 大



1 委託事務の範囲

水道料金及び下水道使用料について、コンビニエンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を利府町に払い込む業務

2 委託する者

りそな決済サービス株式会社  
東京都江東区木場一丁目5番25号

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで